

生長の家立教の使命を否定した 教団決定（今夏の参議院選挙に対する生長の家の方針）に対する

公益財団法人 **生長の家** 社会事業団

公式声明

真の「生長の家」の法人として、 根本的誤りを強く指弾する！

本年6月8日、宗教法人「生長の家」（以下「教団」と略称）は、最高首脳者会で「今夏の参議院選挙に対する生長の家の方針」として「与党とその候補者を支持しない」と決定（以下「本件教団方針」と略称）し、同月9日にこれを公式ホームページ等に発表しました。

しかしながら、現在、生長の家の宗教運動は大きな分裂状態にあり、教団は生長の家の信者の総意を代表する立場にはありません。

ここに、公益財団法人生長の家社会事業団は、生長の家創始者谷口雅春先生より、聖典『生命の實相』等の主要聖典並びに『聖經甘露の法雨』等の生長の家の各聖經の著作権をご譲渡され、^{ほんとう}真実の生長の家の正統な教義と法脈を正しく歪み無く純粹に護持する聖なる使命を託されている真の「生長の家」の法人として、本件教団方針の根本的誤りを以下のとおり強く指弾し、教団執行部の猛省と本件教団方針の即時撤回を断固として要求するものです。

1、本件教団方針は、生長の家立教の使命に反している！

「日本天皇の生命の實相」「日本国の生命の實相」「人間の生命の實相」の 顕現こそ立教の使命

生長の家創始者谷口雅春先生は、生長の家立教の使命として、「日本天皇の生命の實相」、「日本国の生命の實相」、「人間の生命の實相」の顕現を、全生涯を通してわれら信徒に説き続けられました。谷口雅春先生著『古事記と現代の預言』106頁には、次のようにお説きになられています。

「その三つの桃の實（生命の實）は何と何とであるかと言いますと、その桃の實の一つは、「日本天皇の生命の實相」もう一つは「日本國の生命の實相」、それからさらにもう一つは「人間の生命の實相」であります。」

終始一貫して天皇を愛し、日本国を 愛された谷口雅春先生

谷口雅春先生は、『生長の家』誌昭和28年8月号の「明窓浄机」（『明窓浄机』戦後篇234頁～235頁所収）に「私は終始一貫して日本を愛する」と題されたご文章を発表されました。

「生長の家が終始一貫して天皇を尊敬するのは、私の自叙伝（『生命の實相』第十巻）を読んで頂けばおのづから明らかなのであります。…『甘露の法雨』の巻頭の神示にはハッキリと「皇恩に感謝せよ」と、あらゆるものに先立って第一に天皇に感謝することを第一美德として教へていてあります。…進駐軍の蹂躪下にあつて私は『新生の書』に採録された烈々愛國の大文字を書いてあるのであります。この書籍は今でも諸賢に読んで戴きたい。それは決して便乗でもなければ^{びんじょう}機会主義でもないのであります。終始一貫、天皇を愛し、日本國を愛していたのであります。」

生長の家はナショナリズムにつ ながる、との風聞に対して、 谷口雅春先生のご解答

また、谷口雅春先生著『私の日本憲法論』39頁～40頁所収の「仏典・聖書より観たる宇宙の實相」（初出『理想世界』昭和42年5月号）には、次のようにお説きになられています。

生長の家はナショナリズムにつながる、との風聞に対して、アメリカのリリジャスサイエンス理事長であるホルナディ博士への解答です。

「その時に私はこう答えたのであります。

「イエスの教えた模範的祈りの主の祈り、に於て天にまします我らの父よ、御名をあげしめ給え、御国を来らしめ給え。御心の天に成るが如く地にも成らしめ給え、と祈るように教えられているのであるが、天には唯一つの永久変らざる神がいらっしゃる、すべてのものがその唯一つの神の御心に帰一しているのでありましょう。そうすれば、天にそのように御心の成るが如く地にも成るとすればその御心が地上に成り、その御心が国家にあらわれるならば、永久変らざる中心が国家にも成就しなければならない。そのような永久変らざる中心である万世一系の天皇をもつ国は日本だけであつて、国家としては最も神意にかなう形態をととのえているのが日本国家である」と申し上げたのであります。すると、ホルナディ博士は大いに^{うなず}頷いて賛成の意を表されたのであります。だから古事記、日本書紀等の示すところの天皇中心国家というものはキリスト教の示す世界観又は国家理想とも完全に一致するものであります。これをナショナリズムだ、軍国主義だとキリスト教側から反対されるのは理屈に合わないのであります。」

本件教団方針は生長の家立教の使命を完全に抹殺するもの

従って、谷口雅春先生の天皇論、国家論、憲法論は、生長の家教義の根幹である実相世界の中心帰一・万物調和を国家において顕現する真理国家論から説かれたものであって、本件教団方針が述べるように、「冷戦下」の対応のために説かれた「時代錯誤」なるものではありません。

本件教団方針は、生長の家立教の使命を完全に抹殺するものであり、生長の家立教の使命を実現せんがために設立された当生長の家社会事業団は、断じて認めることができません。

従って、谷口雅春先生の天皇論、国家論、憲法論は、生長の家教義の根幹である実相世界の中心

副島廣之氏著『私の歩んだ昭和史』210～211頁には、昭和49年4月に谷口雅春先生が発言されたお言葉として次の記載があります。

「後日澤登盛房氏（富岡八幡宮権宮司、日本を守る会事務次長）の語ったところによると、富岡宮司に随行して生長の家に谷口雅春総裁を訪問し、守る会結成の趣旨を述べて参加を勧めたところ、谷口総裁は直ちに賛意を表し、「日本を守るためには教団の一つや二つ潰してもかまわない」と大変な熱意で語られたという。」

日本を守るとの谷口雅春先生のご信念と熱意は、単なる冷戦下の一時的対応や方便などではないことは、このような歴史的事実からも明かされます。

2. 本件教団方針は、信徒に国法への違法行為を強要するものである！

宗教法人が「選挙運動」・「政治活動」を主たる目的とすることは許されない！ 信者の投票を制約強要することは違法！

宗教法人法は、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体を「宗教団体」と定義（第2条）して、宗教法人認証の前提としています。宗教法人は、その宗教活動に伴う収入や境内地や境内建物について、法人税や固定資産税等の非課税などの税制上の恩典が与えられているのもこれを前提としています。

従って、宗教法人は、選挙運動や政治活動をその主たる目的とすることは許されていません。（ちなみに、アメリカ合衆国では牧師が説教で政治活動や選挙運動を行ったとのことで、内国歳入庁（IRS）からその教会が免税特権を剥奪された事例があります。）

このため、我が国でも、信者が政治活動を行う場合は、宗教団体とは別に政治団体（従前の政治結社）を自主的に結成し、規約や政治綱領を定め、

宗教法人法は、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的

その会費は、宗教上の献金や会費とは区分して政治活動を行っています。（公明党や神道政治連盟、かつての政治結社生長の家政治連合等）

特定の政党や候補者への投票を働きかける行為は、公職選挙法で規定された「選挙運動」であり、不支持を強要することも実質的に反対党の候補者に利するものであれば、事実上の「選挙運動」であり、少なくとも「政治活動」であって純粋な宗教活動ではないことは疑いありません。

教団の公式ホームページにリンクされたインターネット講師ブログによる「野党統一候補への投票の呼び掛け」は、選挙公示前の「事前運動」にほかなりません。宗教団体の執行部が、組織をあげて信者に特定の投票行動を強要することは、基本的人権である信者の参政権の侵害となることは衆目の一致するところです。

インターネットの各種サイトによれば、本年6月8日の教団最高首脳者会において次のとおり決定されたことが報じられています。

教団の最高首脳者会で決定した驚くべき方針

- 今夏参院選に臨む方針が、次のように決まりました。
 - 立憲主義の軽視や原発再稼働の強行など、生長の家の信仰や信念と相容れない政策や政治運営を行う安倍晋三首相の政治姿勢に対して、明確な「反対」の意思を表明するため、今夏の参院選では「与党とその候補者を支持しない」ことを本部方針として定め、その方針と支持しない理由を、通達、機関誌、公式ウェブサイトなど、教団のあらゆる媒体を使って信徒に周知せしめる。
 - 上記の目的で、菅野完著『日本会議の研究』（扶桑社新書）を国内全教区の七者に配布すると共に、一般会員や信徒にも購入を勧める。その目的で一般財団法人「世界聖典普及協会」にも同書の取り扱いを依頼し、生長の家講習会や教化部を通じて頒布する。
 - 国内の各教区等では参院選の投票日まで、(1)～(2)の情報を使い、講習会後の講演会、勉強会、研修会、練成会などの場で、本方針への会員・幹部の理解を図る。
 - 本年6月の団体参拝練成会における講話「自然と共に伸びる運動を推進しよう」の副題を「今夏の参院選に対する生長の家の方針」に変更する。

以上の記載のとおり「国内の各教区等では参院選の投票日まで」上記活動を行うことは、純粋な宗教活動などではなく、明白かつ実質的に、野党統一候補への投票を強要する「選挙運動」にほかなりません。

選挙期間中に、本件教団方針の文書を周知するために信者に配布することは、公職選挙法で禁止された文書図画の配布であるとの疑念を捜査当局に与えることは、必然でしょう。これらは、完全に宗教法人としての限界を超えるものであり、教団は、国法に反する違法行為を、信徒に強要すべきではありません。

平成28年6月20日

公益財団法人 **生長の家社会事業団**

〒186-0003 東京都国立市富士見台二丁目39番地の1